

警察活動の支え

第1節 警察活動の基盤

第2節 国民の期待と信頼に
応えるための警察運営

第3節 警察の組織運営

第4節 国際的な協力関係の構築

第7章

CHAPTER 7



第1節

警察活動の基盤

1 警察の体制

(1) 定員

警察庁や都道府県警察の職員は、警察官、皇宮護衛官及び一般職員で構成されている。

図表7-1 警察職員の定員（令和8年（2026年）度）

区分	警察庁				都道府県警察					合計
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	地方警察官	小計			
定員（人）	2,466	902	4,827	8,195	635	260,550	261,185	28,514	289,699	297,894

注1：数値は、令和8年4月1日現在

2：都道府県警察職員のうち、地方警務官については政令で定める定員であり、その他の職員については条例で定める定員である。

(2) 警察力強化のための取組

社会情勢の変容に伴って複雑化する治安課題に的確に対処するため、多彩な能力や豊富な知見を有する人材を確保・育成するとともに、こうした人材が活躍することができる環境の整備を行うことが必要である。

このため、警察では、警察力強化のため、トピックスⅢ^(注)に記載した取組のほか、次のような取組を強力に推進している。

① 積極的な採用募集活動の推進

警察では、誇りと使命感を持った優秀な人材を確保するため、合同企業説明会への参加や民間就職サイトを通じた情報提供を行っているほか、高度な専門性を有する人材を確保するため、中途採用等を推進している。警察庁では、警察官という職業の魅力や働きやすい職場環境をアピールするため、全国警察合同WEBセミナーの開催等を通じた情報発信を行い、都道府県警察の採用募集活動を支援している。

② 多彩な人材が活躍することができる環境の整備

警察では、職員の有する専門性に応じ、高度な技術が必要な業務に従事させるなどして更なる技術の向上等を図っているほか、実務経験が豊富で卓越した専門的技能・知識を有する職員による指導・助言を体系的に行うなどして、他の警察職員の専門的技能等の向上を図っている。

また、多彩な人材が、その置かれている生活環境等にかかわらず、能力や知見を十分に発揮することができるよう、超過勤務の縮減、休暇取得の促進、勤務時間等の柔軟化や男性職員の育児への参加促進といった仕事と私生活の両立支援等を図り、ワークライフバランスの向上に努めているほか、女性専用施設の整備を推進するなど、働きやすい職場環境の整備を推進している。



全国警察合同WEBセミナーの広報ポスター

注：詳細については、40頁参照（トピックスⅢ）

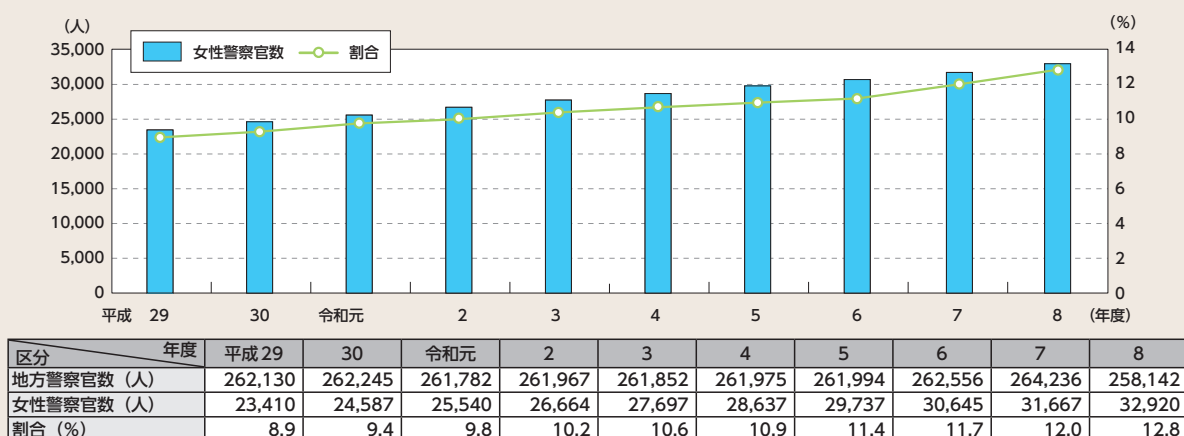
(3) 女性警察官の採用・登用の拡大

警察では、女性警察官の採用に積極的に取り組んでいる。女性警察官数は年々増加しており、令和7年度には1,962人（新規採用者総数に占める比率は25.8%）の女性警察官が採用された。

女性警察官の幹部への登用も進んでおり、都道府県警察で採用され警部以上の階級にある女性警察官は、令和8年4月1日現在949人に上るほか、警察署長や警察本部の課長等にも登用されている。

また、警察庁及び都道府県警察では、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画をそれぞれ策定^(注)、女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することができるよう様々な取組を推進している。

図表7-2 都道府県警察の女性警察官数及び地方警察官に占める女性警察官の割合の推移（平成29年（2017年）度～令和8年度）

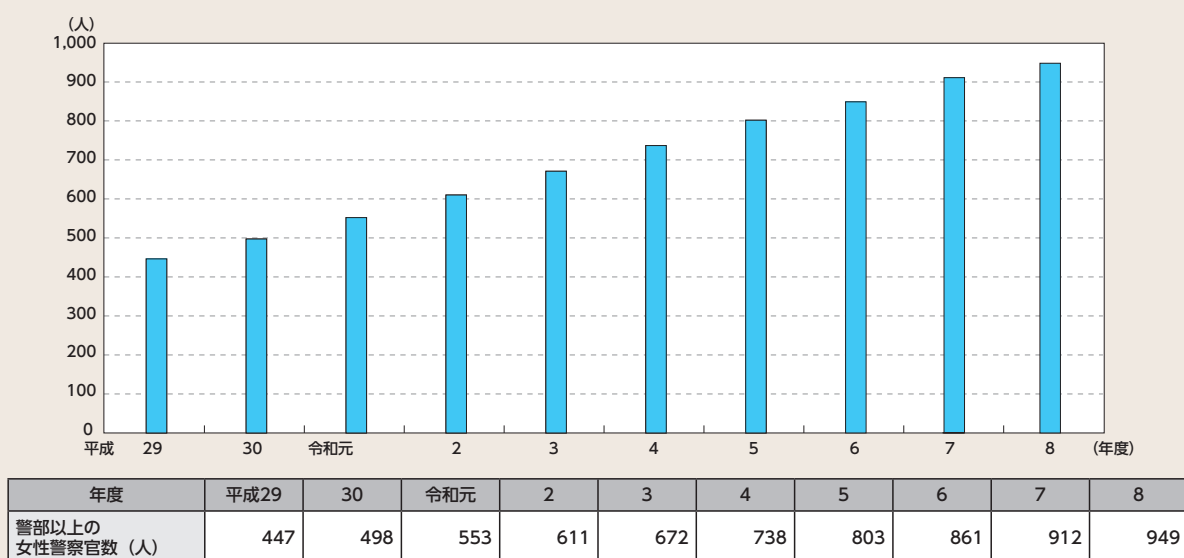


注1：数値は、各年度4月1日現在

2：女性警察官数は、女性警察官の現在員数に定員外とされた育児休業取得中の女性警察官を加えた人数。

地方警察官数については、令和7年度以前は「条例定員に定員外とされた育児休業取得中の者を加えた人数」としていたが、令和8年度は「現在員に定員外とされた育児休業取得中の者を加えた人数」に変更。

図表7-3 都道府県警察で採用された女性警察官のうち警部以上の人数の推移（平成29年度～令和8年度）



注：数値は、各年度4月1日現在

注：警察庁においては、「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」を選定している。
<https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/20260401wlb.pdf>



(4) 教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

① 警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、警察庁の管区警察学校、警察大学校等では、採用時及び昇任時の教育訓練のほか、特定の業務分野に関する高度な専門知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っている。また、効率的かつ効果的に教育訓練を実施する観点から、オンライン形式による教育訓練も行っている。

② 職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員的能力又は職務に応じた個人指導や研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。また、職務執行の際に求められる高い倫理観を培うため、有識者による講習会等を行っている。

③ 実戦的な術科訓練の推進

凶悪犯罪に的確に対処することができる精強な執行力を確保するため、逮捕術、拳銃、柔道、剣道等の術科訓練を実施している。特に、凶器等を所持した犯人等と対峙する場面において、受傷することなく犯人等を制圧・検挙するために必要な判断能力及び対処技能の修得・向上を図る総合対処法訓練や、映像射撃シミュレーター^(注)による拳銃訓練といった、より実戦に即した訓練を推進している。



実戦的な訓練

(5) 警察職員の殉職・受傷

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして殉職・受傷をする場合がある。

警察では、殉職・受傷した警察職員又はその家族に対して、公務災害補償制度による公的補償のほか、賞じゅつ金の支給等の措置をとっている。また、特記すべき職務執行に対しては、警察庁長官による表彰を行っている。

注：スクリーンに投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う訓練装置

2 警察の予算と装備

(1) 警察の予算

警察の予算は、警察庁予算と都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費と補助金が含まれる。

令和7年度警察庁予算では、サイバー空間の脅威への対処、テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処に要する経費等を、補正予算では、治安対策等の推進、警察におけるサイバーセキュリティ対策のための対処能力の強化に要する経費等を、それぞれ措置した。

令和7年度の国民一人当たりの警察予算は約3万3,000円であった。

① 警察庁予算^(注1)

令和7年度当初予算（一般会計）

- ・総額 2,642億400万円
- ・前年度比 17億3,800万円（0.7%）増
- ・国の基礎的財政収支対象経費^(注2)総額の0.3%

サイバー空間の脅威への対処、テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処に要する経費等を措置

令和7年度当初予算（東日本大震災復興特別会計）

- ・総額 3億7,100万円

令和7年度補正予算

- ・補正予算（第1号）総額 490億7,400万円

治安対策等の推進、警察におけるサイバーセキュリティ対策のための対処能力の強化に要する経費等を措置

② 都道府県警察予算^(注3)

- ・総額 3兆7,186億4,500万円
- ・前年度比 1,142億9,200万円（3.2%）増
- ・全都道府県の一般会計予算総額の5.8%

(2) 警察の装備

① 車両の整備

警察用車両として、パトカー、白バイ等が全国に約3万8,700台整備されているところ、令和6年度から、緊急走行とそれ以外の活動との違いを視覚により判別可能な、聴覚障害者に配慮した新型警光灯^(注4)を搭載した車両の運用を開始した。

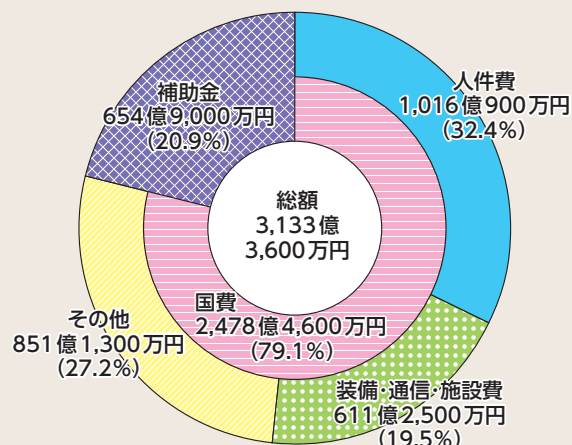
② 装備品の整備

令和7年度は、テロ対策の推進、現場執行力の強化、銃器対策の推進等を重点として、各種装備品を整備した。

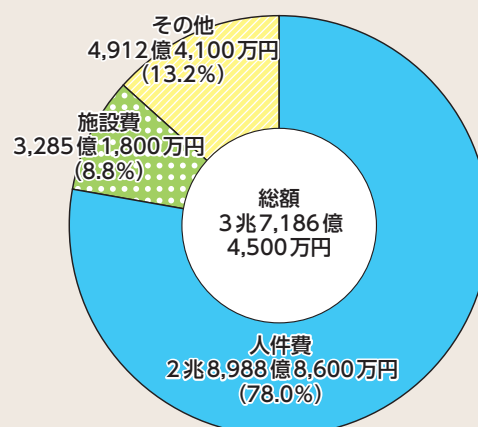


ろう学校における新型警光灯の啓発活動状況

図表7-4 警察庁予算
(令和7年度最終補正後)



図表7-5 都道府県警察予算
(令和7年度最終補正後)



注1：情報システム予算としてデジタル庁に一括計上されたもの（令和7年度当初予算は238億6,300万円、補正予算は83億5,600万円）を含み、交付税及び譲与税配付金特別会計繰入れのための経費471億1,500万円を除いたもの。

2：一般会計の歳出から国債費の一部を除いたもの。

3：各都道府県が、犯罪情勢・財政事情等を勘案して編成

4：YouTube警察庁公式チャンネル「【警察庁】新型警光灯の導入2」
(<https://www.youtube.com/watch?v=SnyirXs4gyQ>)



3 管区警察局的活動

(1) 管区警察局の役割

警察庁には、地方機関として6つの管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部が設置されている。

各般の警察行政事務を能率的に処理するため、管区警察局は、警察庁の事務の一部を分担して所掌している。東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じ、警察庁が直接に指揮監督等を行うこととしている。

(2) 管区警察局の主な業務

① 府県警察に対する監察

管区警察局の監察機能は、平成12年以降の警察改革の一環として、各管区警察局に総務監察部^(注)を設置することにより強化されている。総務監察部門が管内の府県警察に対する監察を実施することで、警察事務の能率的運営と規律の保持に努めている。

② 府県の枠を超えた広域調整や災害対応

広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査・共同捜査、高速道路における広域的な交通規制、交通取締り等の実施等に関し、府県警察に対する指導・調整を行っている。

また、一府県警察のみでは対処が困難な大規模災害の発生時には、被災状況等に関する情報の収集・分析に当たるとともに、警察災害派遣隊の派遣等に関する調整を行うことで、国としての危機管理機能を発揮している。

③ 情報通信における全国警察の連携の確保や府県警察への技術支援

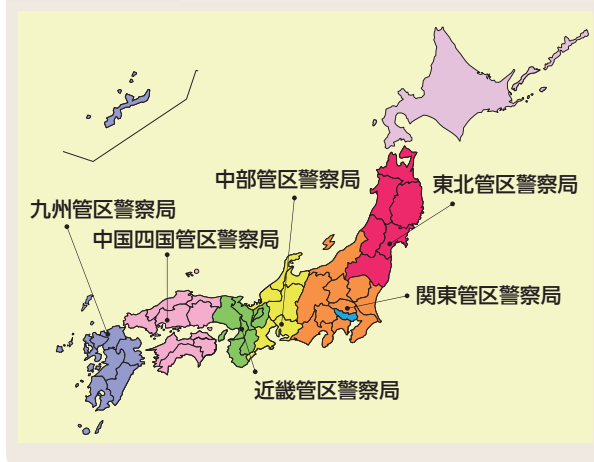
管区警察局情報通信部では、府県情報通信部と連携して、警察庁や都道府県警察を結ぶネットワークの整備、管理等を行い、全国警察の有機적連携の確保に努めている。

また、府県警察の行う捜索・差押え等の現場に臨場し、記録媒体内の電磁的記録の損壊防止、コンピュータの設定状況等の確認、証拠となる電磁的記録の抽出等の技術支援を行っている。

④ 府県警察職員を対象とした教育訓練

管区警察局に附置された管区警察学校では、主として警部補及び巡査部長の階級にある府県警察の職員を対象とした昇任時教育、専門的教育等を実施している。

図表7-6 管区警察局の管轄区域



CASE ▶

中国四国管区警察局では、令和7年11月、高知県警察との共催により、「令和7年度中国四国管区広域緊急援助隊合同訓練」を実施した。

本訓練には、中国四国管区内の広域緊急援助隊等の警察部隊のほか、高知海上保安部、高知市消防局等の関係機関・団体も参加し、大雨及び台風を起因とする土砂災害並びに南海トラフ地震等の大規模地震を想定した実践的な訓練が行われた。本訓練により、各警察部隊の練度向上並びに部隊間及び関係機関・団体との連携強化が図られた。



救出救助訓練の状況

注：東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局は総務監察・広域調整部を設置している。

4 警察の情報通信

(1) 警察活動を支える警察情報通信

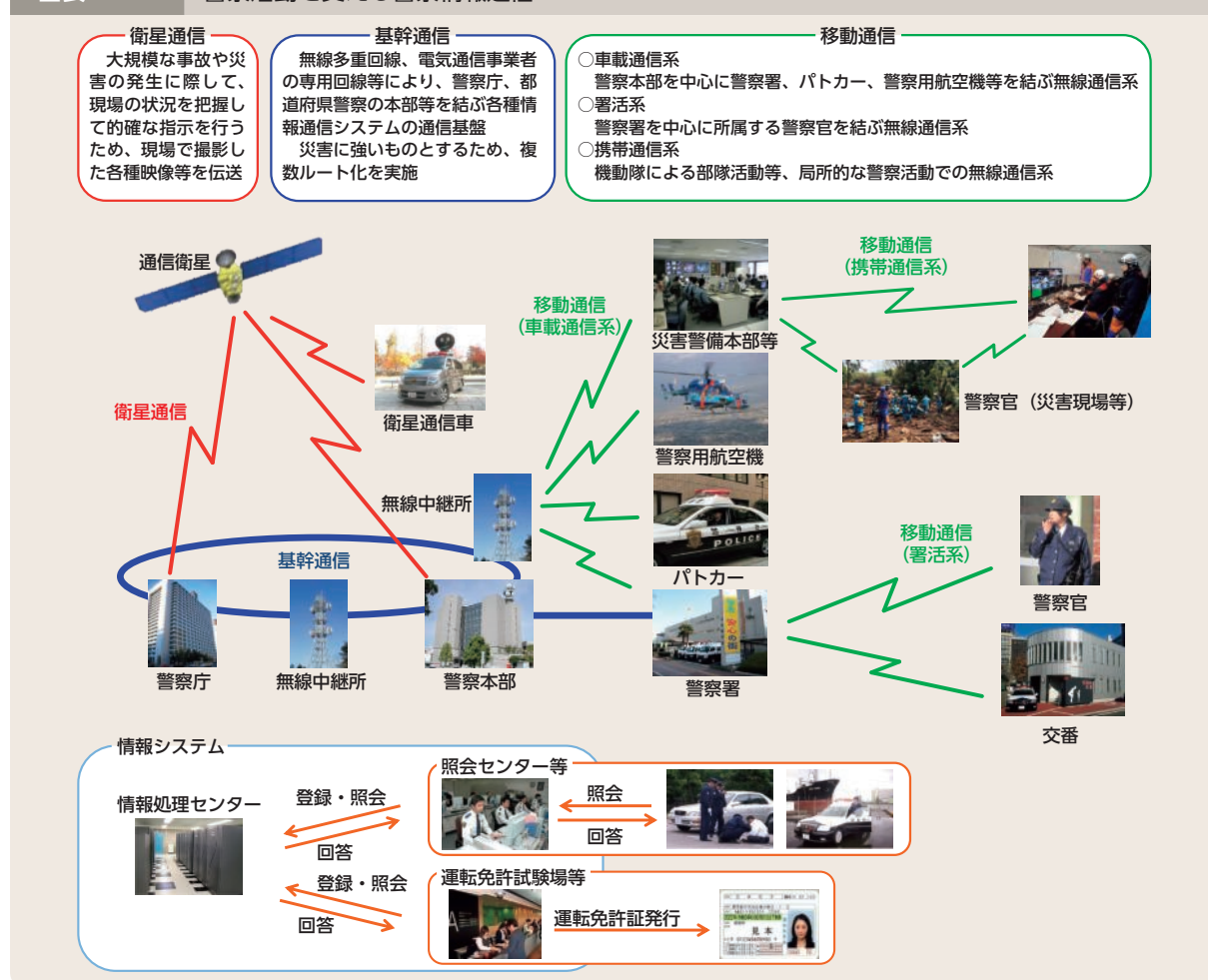
警察では、事件、事故、災害等が、いつどこでどのように発生しても的確に対応するため、様々な情報通信システムを開発し、それらを全国に整備するとともに、その高度化のための取組を推進している。

具体的には、独自に整備・維持管理している無線多重回線や、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等で構成される全国的な通信ネットワークによって、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結びつつ、車載通信系^(注1)、署活系^(注2)、携帯通信系^(注3)といった移动通信システムを構築することで、警察活動に不可欠な情報の迅速かつ確実な伝達を実現している。

また、指名手配被疑者、盗難車両等に関する情報を警察庁に一元的に登録することによって第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許に関する情報を全国一元管理することによって適切な行政処分を実施したりするための情報システムを全国に構築することで、第一線の警察活動を支えるとともに、迅速な警察行政の実現に貢献している。さらに、現在、警察庁では、警察共通基盤^(注4)を整備して従来のシステムを集約・統合するなどし、警察における情報システム全体の合理化・高度化に取り組んでいる。

こうした警察情報通信の円滑な運営を図るため、国の機関である全国の情報通信部に、情報通信に関する専門的な技術を有した職員を配置している。

図表7-7 警察活動を支える警察情報通信



注1：警察本部を中心に警察署、パトカー、警察用航空機等を結ぶ無線通信系

注2：警察署を中心に所属する警察官を結ぶ無線通信系

注3：機動隊による部隊活動等、局所的な警察活動での無線通信系

注4：42頁参照（トピックスⅣ）

平成31年4月から全国警察で運用を開始したPⅢ（ポリストリプルアイ）^{（注1）}は、グループ通信機能、110番事案情報表示機能、多言語翻訳機能、マイナ免許証の読み取り機能等を有している。そのほか、同システム内のスマートフォンやタブレット端末とI P R形警察移動無線通信システム^{（注2）}の無線機をペアリングすることにより、通常では警察無線が届かない地域等での無線通話が可能となり、様々な警察活動で活用されている。

図表7-8 PⅢの現場での活用状況



（2）機動警察通信隊の活動

全国の情報通信部に設置されている機動警察通信隊では、事件、事故、災害、警衛・警護や雑踏警備、犯罪の捜査等に際し、現場の警察活動の基盤となる通信を確保するための様々な活動を行っている。

令和7年度は、大阪・関西万博警備等に伴い出動し、警察本部と現場警察官との間の連絡等が円滑に行われるよう、車載通信系の不感地帯対策^{（注3）}やヘリコプターテレビシステム^{（注4）}の受信設備の臨時設置、現場映像の撮影・伝送等の情報通信対策を講じた。



大阪・関西万博警備における現場の状況の撮影・伝送
（大阪府）

（3）情報管理の徹底

警察では、機密情報を取り扱うことから、警察庁において、警察情報セキュリティポリシー^{（注5）}の策定・改正等を通じ、情報セキュリティの向上のための総合的な対策を進め、厳格な情報管理の徹底に努めている。

具体的には、警察内部ネットワークと外部ネットワークの分離、外部記録媒体の利用制限等をはじめ、情報流出等を防ぐための技術的環境を整備するとともに、警察職員の情報の取扱いに係る規範意識の向上のための取組を推進している。

また、警察庁及び全都道府県警察にC S I R T^{（注6）}を設置し、情報セキュリティインシデント^{（注7）}の発生時における情報集約・分析や被害拡大防止等に万全を期している。

さらに、これらの取組の実効性等を検証するため、都道府県警察等を対象とした情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査を継続的に実施している。

注1：Police Integrated Info-communication Infrastructureの略

注2：I P RはIntegrated Police Radioの略。警察が独自に整備・維持管理している耐災害性に優れた車載通信系であり、通常では警察無線が届かない地域や災害現場においても、パトカー等に搭載された無線機が、その周囲の無線機の通信を臨時に中継することで、現場警察官の相互の無線通話を可能にする機能等を有している。

注3：臨時の無線中継所の設置・運用を行い、警察無線が届かない地域等での無線通話を可能にすること

注4：警察用航空機から撮影された上空からの現場映像を地上の受信設備に伝送するシステム

注5：警察情報セキュリティに関する規範の体系

注6：Computer Security Incident Response Teamの略

注7：不正プログラム感染事案等情報セキュリティの維持を困難とする事案

5 警察活動の高度化・合理化

技術革新や少子高齢化等の進展が社会に大きな変革をもたらしている中で、警察は、これらに適応し、新たに生じ、又は変化する脅威に的確に対応していく必要がある。また、デジタル化施策の推進等を通じ、国民の利便性向上や負担軽減を図っていくことが求められている。

このような状況の中、警察では、警察活動への先端技術等の導入や、警察が所管する行政手続のオンライン化等^(注1)を強力に推進し、警察活動の高度化・合理化を図っている。

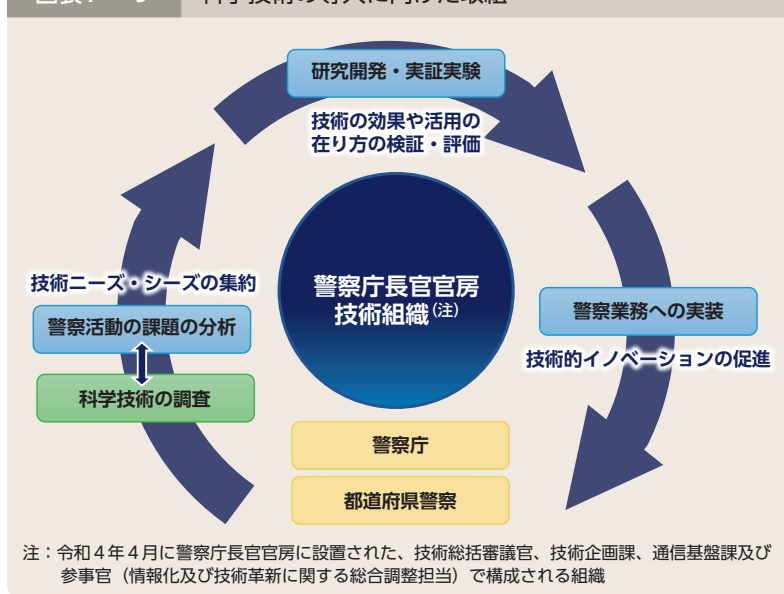
(1) 先端技術等の活用による警察力の強化に向けた取組

警察活動に科学技術を導入するに当たっては、全国の警察活動における技術ニーズを的確に把握するとともに、幅広い技術シーズの動向や研究開発状況等に関する情報を集約する必要がある。社会経済情勢の変化に伴う都道府県警察の技術ニーズの変化を捉えるため、警察庁では、全国的な調査分析を継続的に実施している。また、科学技術そのものも、世界各国における研究開発を通じて日進月歩で発展していることから、警察庁では、国内外の企業、学術研究機関、法執行機関等から、警察活動に導入し得る技術シーズに関する情報を幅広く集約している。

さらに、警察活動の現場に先端技術を安全かつ適切に導入するためには、あらかじめその課題や効果を的確に把握する必要があることから、警察庁では、先端技術の導入を検討するに当たって事前に実証実験を実施するなど、当該先端技術の導入による効果やその活用の在り方について検証・評価を行っている。

警察庁では、少子高齢化等により限られた人的・財政的資源の下で最大限の効果を上げることができるよう、こうした取組を通じ、A I や小型無人機といった先端技術等の積極的な活用による警察力の強化を図っている。

図表7-9 科学技術の導入に向けた取組



memo

ウェアラブルカメラ

職務執行中の警察官がウェアラブルカメラを装着し、その執行状況を記録することは、職務執行の適正性の客観的な検証や警察官が現認した犯罪の証拠保全等に資するものであると考えられる。

そこで、警察庁では、令和7年9月から一部の都道府県警察においてウェアラブルカメラのモデル事業を実施し、地域警察活動^(注2)、交通指導取締り活動^(注3)及び雑踏警備活動におけるウェアラブルカメラの導入・活用に関する課題や効果について検証・評価を行っている。

注1：42頁参照（トピックスⅣ）

2：地域警察活動におけるウェアラブルカメラの活用については、253頁参照（第7章）

3：交通指導取締り活動におけるウェアラブルカメラの活用については、193頁参照（第5章）

(2) 警察におけるA Iの利活用に向けた取組

政府では、A Iが我が国の経済社会の発展の基盤となる技術であることに鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律に基づき、A Iの研究開発及び活用の推進を図っている。その一方で、A Iにはハルシネーション^(注1)をはじめとする様々なリスクが存在することから、警察においては、A Iを安全かつ適切に警察活動の現場に導入するため、事前の実証実験等によりその効果や活用の在り方を検証・評価し、A Iの積極的な活用による警察力の強化に取り組んでいる。

具体的には、警察庁では、業務の高度化・合理化を実現するため、クローズドな警察内部ネットワーク上に文書要約、翻訳、プログラムコードの生成等の汎用的な機能を有する生成A I利用環境を構築し、令和7年度から運用を開始したほか、疑わしい取引に関する情報の分析、SNS上の犯罪実行者募集情報等の効率的な抽出^(注2)、子供からの聴取に関する訓練等の各種警察活動にA Iを活用している。

memo

A Iを活用した匿名・流動型犯罪グループに係る情報分析システムの構築

近年、匿名・流動型犯罪グループ^(注3)が治安対策上の脅威となっているところ、同グループの撲滅に向けた戦略的な実態解明・取締り等の推進のためには、全国警察が収集した同グループに関する情報を最大限活用した高度な分析を行うことが必要となる。

警察庁では、令和8年度に、この分析にA Iを活用し、大量の情報から関係性のある人物の関連情報等をまとめるなどの機能を有する、匿名・流動型犯罪グループに係る情報分析システムの構築を行い、同グループの中核的人物に対する実態解明・取締り等を推進することとしている。

memo

A Iを活用したローン・オフENDER等の危険度評価に係る実証実験

近年、ローン・オフENDER等^(注4)による事件への対策の強化が急務となっているところ、ローン・オフENDER等の中には、違法行為を実行する以前に、その意思をSNS上で示すなど、その「前兆」を示す動向が認められる場合があるため、未然防止の観点からは、こうした「前兆」を的確に把握し、危険度を評価することが重要である。

警察庁では、令和8年度に、これまで担当者が手作業で行ってきた関連投稿の抽出・分析や投稿者の危険度の評価について、A Iを活用する実証実験を実施し、その効果を検証することとしている。

注1：生成A Iにより、事実とは異なることがもっともらしく出力されること

2：135頁参照（第3章）

3：28頁参照（トピックスI）

4：224頁参照（第6章）

6 留置施設の管理運営

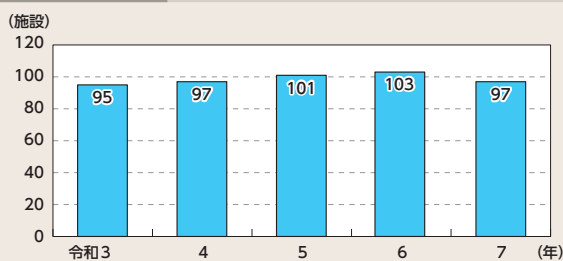
(1) 留置施設の管理運営

令和7年4月1日現在、留置施設は全国で957施設（収容基準人員^(注1)2万340人）が設置されている。警察では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進しており、月に2回の健康診断の実施、健康に配慮した食事の提供、冷暖房装置の整備等のほか、次のような取組を行っている。

①女性被留置者に対する適切な処遇

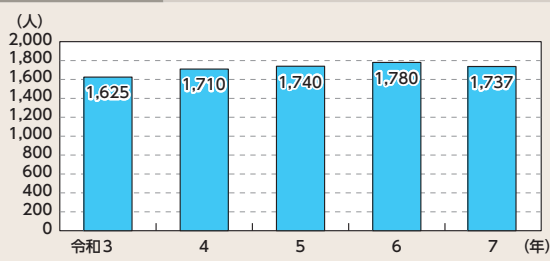
警察では、女性被留置者に対してより適切な処遇を行うという観点から、女性被留置者のみを留置し、女性警察官が常時看守業務に従事する女性専用留置施設の設置を推進している。また、留置施設への女性警察職員の配置を進めるなど、物的及び人的基盤の整備を進めている。

図表7-10 女性専用留置施設数の推移
(令和3年～令和7年)



注：各年4月1日現在

図表7-11 留置業務に従事している女性警察職員数の推移(令和3年～令和7年)



注：各年4月1日現在

②外国人被留置者に対する適切な処遇

警察では、外国人被留置者向けに、複数の言語の告知書^(注2)を用意しているほか、被留置者の信仰する宗教を踏まえた食事の提供を行うなど、言語や宗教等の違いに配慮した処遇に努めている。

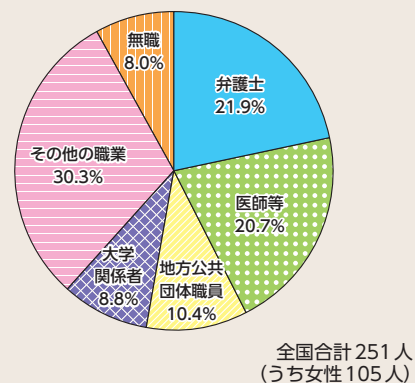
③留置施設に対する巡察

警察庁では、被留置者の処遇を全国的に斉一にするため、毎年度全ての都道府県警察の留置施設に対し計画的な巡察を実施している。また、都道府県警察では、巡察の結果等を踏まえて、留置施設の運営の改善を図っている。

④留置施設視察委員会

留置施設の運用状況の透明性を高めるため、警察部外の第三者から構成される機関として、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）が、都道府県警察本部及び方面本部に設置されている。委員会は、弁護士等の法律関係者や医師、地域住民等の委員で構成されている。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者（警察署長等）に意見を述べるものとされ、留置業務管理者は、委員会からの意見を踏まえ、留置施設の運営の改善を図っている。また、警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされている。

図表7-12 留置施設視察委員会委員の職業別割合
(令和8年1月1日現在)



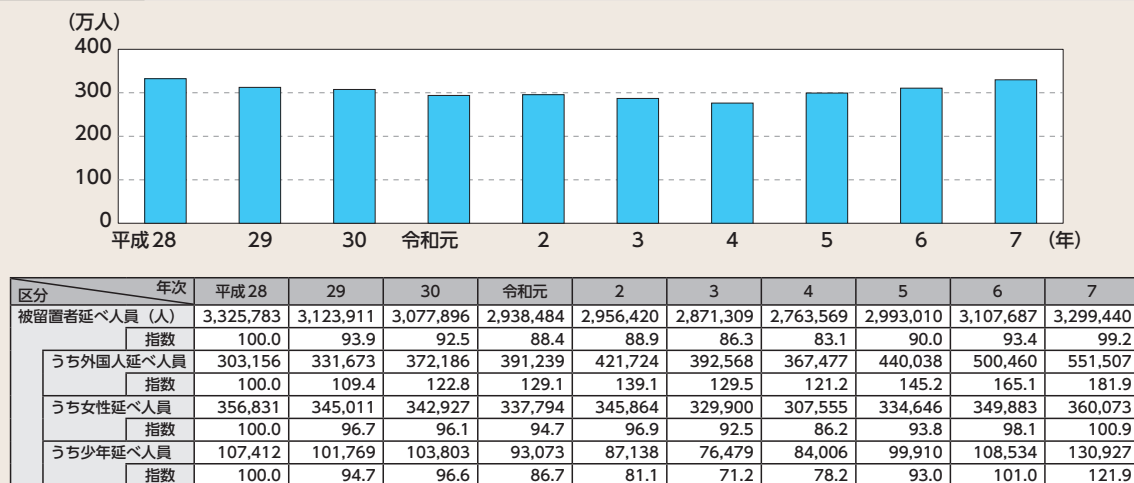
注1：留置施設の定員数

注2：留置の開始に際し、留置施設での処遇について説明するための書面

(2) 被留置者の収容状況

被留置者の年間延べ人員の推移は、図表7-13のとおりであり、留置施設の収容率^(注)の推移は、図表7-15のとおりである。留置施設においては、一時的に過剰な収容状態となる場合が依然としてあることから、警察では、警察署の建て替え等に際して十分な規模の留置施設を整備したり、拘置所等刑事施設への早期の移送を要請したりするなどして、収容力の確保を図っている。

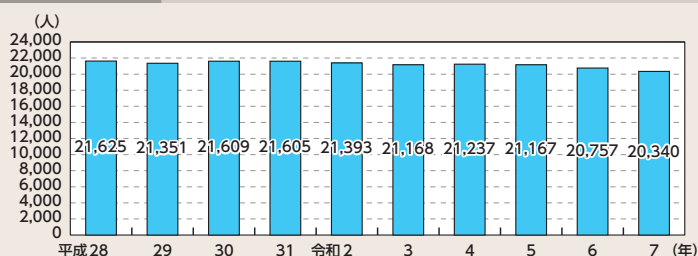
図表7-13 被留置者延べ人員の推移（平成28年～令和7年）



注：指数は、平成28年を100とした場合の値である。

留置施設の整備に当たっては、被留置者の居室を並列に配置し、居室前面の一部に遮蔽板を設けたり、留置施設内の風通しや採光に配慮したりするなど、被留置者のプライバシー保護や人権に配慮した設計を取り入れている。

図表7-14 留置施設の収容基準人員の推移（平成28年～令和7年）

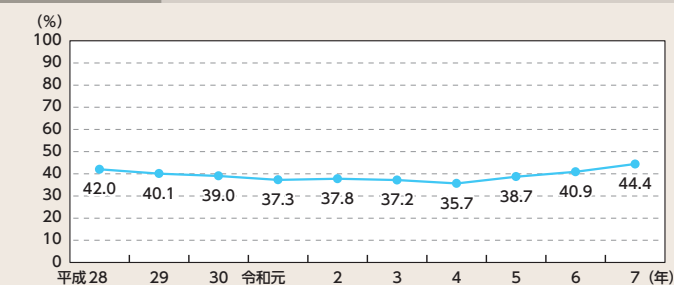


注：各年4月1日現在



留置施設内の状況

図表7-15 留置施設の収容率の推移（平成28年～令和7年）



注：年間平均値



留置施設内（浴室）の状況

注：留置施設の定員数に対する被留置者の割合

7 皇宮警察本部の活動

警察庁に附置されている皇宮警察本部は、天皇皇后両陛下及び上皇太后陛下並びに皇族殿下の護衛、皇居や赤坂御用地等の警備等を行っている。

① 天皇及び上皇並びに皇族の護衛

天皇皇后両陛下及び上皇上皇后両陛下並びに皇族殿下方の安全を確保するため、皇宮護衛官のうち側衛官が、皇居、赤坂御用地等のもとより、国内外において御身邊の直近で護衛に当たっている。

令和7年中は、天皇皇后両陛下がモンゴルを御訪問になった際等に、海外に側衛官を派遣し、御身の安全を確保した。

② 皇居、御所等の警備

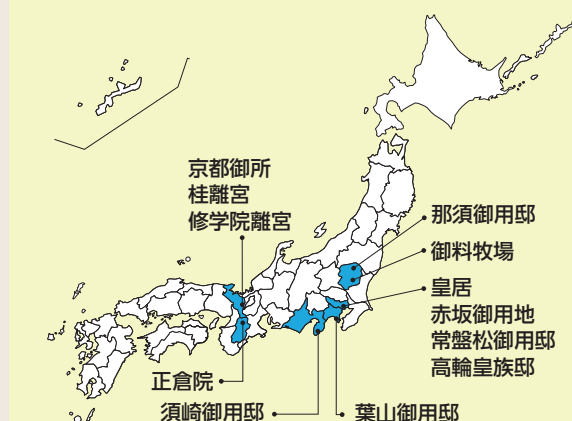
皇居、赤坂御用地、各御用邸、京都御所、正倉院等の安全を確保するため、主に6都府県^(注1)において警戒警備活動を行っている。

令和7年中は、悠仁親王殿下の成年式に伴う儀式等が行われた際、所要の体制を確立し、護衛のほか、関係各所の警備を完遂した。

③ 国寶等の護衛

国賓として来日した外国要人の皇居参内や、信任状の捧呈に伴う特命全権大使の皇居参内に際して、騎馬、サイドカー(注2)等で護衛に当たっている。

図表7-16 皇宮警察本部の活動地



図表7-17 護衛警備を実施した主な行事(令和7年)

1月2日	新年一般参賀
2月23日	天皇誕生日一般参賀
3月29日～4月6日	春季皇居乾通り一般公開
3月25日	ブラジル大統領の皇居参内
4月22日	春の園遊会
9月6日	悠仁親王殿下の成年式に伴う朝見の儀等
10月27日	米国大統領の皇居参内
10月28日	秋の園遊会
11月29日～12月7日	秋季皇居乾通り一般公開

memo

濟寧三道（柔道・剣道・弓道）

皇居内にある皇宮警察の武道場「**済寧館**」は、皇宮護衛官が心身の鍛錬のために日々武道訓練をする場であり、館内正面に天覧試合等で使用される「玉座」があるのが特徴である。その歴史は古く、明治16年（1883年）に千代田区紀尾井町に設立され、昭和8年（1933年）に現在の場所に移築された。また、設立当時から弓道場も設けられており、昭和10年に弓道が柔道・剣道とともに正式な武道訓練として取り入れられてからは、全国警察で唯一弓道の訓練が行われている。皇宮護衛官は、この「済寧三道」（柔道・剣道・弓道）を通じて、平常心を保つ精神力や忍耐力を鍛えている。



弓道訓練の様子

8 研究機関の活動

(1) 警察政策研究センター

警察大学校に置かれている警察政策研究センターは、様々な治安上の課題に対する調査研究を進め、政策提言を行うとともに、警察と国内外の研究者等との交流の拠点として活動している。

① フォーラムの開催

警察政策研究センターでは、関係機関・団体と連携し、国内外の研究者・実務家を交えて社会安全等に関するフォーラムを開催している。



フォーラムの開催

図表7-18 フォーラムの開催状況（令和7年度）

開催月	フォーラムのテーマ	基調講演者
令和7年10月	地域社会の多様な主体との連携によるサイバー事案対策の推進	警察庁サイバー警察局サイバー企画課長
令和8年2月	特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の現状と対策	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課特殊詐欺等対策室長

CASE

令和7年10月、公益財団法人日工組社会安全研究財団との共催により、「地域社会の多様な主体との連携によるサイバー事案対策の推進」をテーマとするフォーラムを開催した。専門家及び警察庁の職員による講演・パネルディスカッションが行われ、活発に意見交換がなされた。また、同フォーラムは特設サイトにおいてオンデマンドで配信された。

② 大学関係者との共同研究の推進

警察政策研究センターでは、大学関係者と共同して研究活動を行っている。これまでに、例えば、テロ等の各種治安事象への対策を講じるに当たって、国民の自由と安全をいかにバランス良く保障していくかについて、慶應義塾大学大学院法学研究科との間で、憲法学的見地からの共同研究を行っている。

③ 大学・大学院における講義の実施

警察政策研究センターでは、警察政策に関する研究の発展及び普及のため、京都大学法科大学院・公共政策大学院、中央大学法学部・総合政策学部、東京大学公共政策大学院・法学部、東京都立大学法学部、一橋大学国際・公共政策大学院、法政大学法学部、早稲田大学法科大学院等に職員を講師として派遣し、警察行政や社会安全政策論等に関する講義を実施している。



大学・大学院での講義

④ 警察に関する国際的な学術交流

警察政策研究センターでは、海外で開催される国際的な学術会議に参画し、日本警察に関する情報発信を行っている。また、韓国警察庁警察大学治安政策研究所、フランス高等治安・司法研究所及びドイツ・フライブルク大学安全・社会センターとの間で協定を締結し、警察に関する国際的な学術交流を実施している。

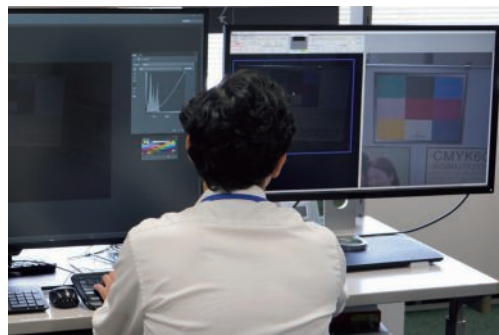
⑤ 海外調査研究員の派遣

警察政策研究センターでは、海外調査研究員を海外の大学・大学院や行政機関等に1年間派遣し、警察に係る外国の法制度等について調査研究を行っている。令和6年から令和7年にかけて、6人をオーストラリア等に派遣し、サイバー攻撃及びインターネット上の影響工作への対策等をはじめとする最新の海外の取組について調査研究を行った。

（２）警察情報通信研究センター

警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、警察に係る情報通信に関する研究を行っており、その成果は、犯罪捜査の効率化や警察における情報通信システムの整備に活用されている。

例えば、犯罪捜査等の効率化のため、防犯カメラ等に記録された低照度・低画質な画像の鮮明化技術等の画像処理に関する研究を行っている。



画像処理に関する研究

（３）科学警察研究所

科学警察研究所は、最新の科学技術に基づき警察活動を支えるため、警察庁に附置されている研究機関である。その業務は、科学技術を犯罪捜査や犯罪予防に役立てるための研究、その研究成果を活用した鑑定・検査及び都道府県警察の鑑定技術職員に対する技術指導を行うための研修という三つの柱から構成されている。

① 犯罪捜査等のための研究

科学警察研究所では、犯罪捜査をはじめとする警察活動への実用化の観点から科学技術の研究を行うとともに、鑑定等に利用する技術、資機材等についての検証等を行っている。科学警察研究所の研究によって確立・実証をされた知識や技術は、犯罪捜査における鑑定・検査に活用されており、DNA型鑑定、違法薬物の分析、画像解析、ポリグラフ検査、プロファイリング等を通じて、事件の解明、被疑者の検挙等に貢献している。

研究例

高度なゲノム解析技術の病原微生物識別への応用に関する研究

近年のゲノム^(注1)解析技術、特に、ゲノムの配列を高速で解析可能な次世代シーケンサー（NGS^(注2)）の登場は、生命科学のあらゆる分野に革命をもたらしている。これにより、かつてないほど大量のゲノム情報を迅速かつ安価に取得できるようになり、微生物から得られる情報の質と量は飛躍的に増大した。

この技術革新により、従来の手法では同定が困難であった微生物であっても、ゲノム情報全体を比較解析することで、菌株レベルでの詳細な識別が可能となったほか、食中毒や感染症が発生した際の感染経路を迅速かつ正確に推定することが可能となってきている。

これらの最新ゲノム解析技術と、科学警察研究所独自の解析アルゴリズムを組み合わせ、バイオテロ等の微生物の関与する事件鑑定に応用することで、微生物種同定の更なる高度化・高精度化を目指している。



可搬式小型ゲノム解析装置

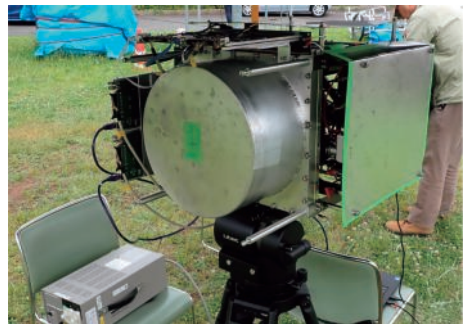
注1：生物が持つDNAに含まれる遺伝情報全体

注2：Next Generation Sequencerの略

研究例

放射線・核テロ対策に資する放射性物質・核物質探知技術の開発

放射線・核テロ対策として、ガンマ線や中性子といった放射線の飛来方向を測定し、放射性物質や核物質の位置、線量（放射線強度）及び種類を特定・可視化する技術の開発を行っている。例えば、ガンマ線可視化技術として、京都大学と共同でコンプトンカメラ（ガンマ線飛来方向可視化装置）の開発を行っているほか、核物質探知において重要な中性子可視化技術として、日本原子力研究開発機構と共同で水を用いた中性子飛来方向可視化装置の開発を行っている。本研究により、放射線・核テロ現場における迅速な放射性物質・核物質探索及び線量分布把握が可能となり、実効的な初動対処に加え、緊急時対応要員・避難住民の被ばく量低減につながると期待される。



開発中のコンプトンカメラ外観

研究例

リシンの新規毒性評価法の開発

トウゴマ種子^(注1)に含まれるリシンは、化学兵器禁止法で所持等が禁止されている有毒タンパク質である。リシンは生命の維持に必要なタンパク質の合成を阻害することにより毒性を現すが、トウゴマ種子からヒマシ油を加熱圧搾した後の搾りかすには、加熱により毒性を失ったリシンが大量に含まれる。毒性を失ったリシンは規制の対象外であることから、違法性の判断においてはその毒性の有無を評価する必要がある。

科学警察研究所では、リシンが生じさせる核酸分解物の分析に質量分析法を応用することで、リシンの毒性を従来の方法より正確に判断できる新たな分析法を開発した。これまでにリシンの含有が疑われる不審な粉末の鑑定に応用したほか、国際機関が実施した技能試験においてもこの分析法を適用し、正しい結果が得られることを確認した。



【写真】トウゴマ種子

② 鑑定・検査

科学警察研究所では、ミトコンドリアDNA検査^(注2)、薬物プロファイリングによる異同識別等の高度な専門的知識や技術が必要とされる鑑定や、火災の再現実験等の特殊な設備や技術が必要とされる鑑定を実施している。また、偽造通貨及び銃器の弾丸・薬きょう類については、全て科学警察研究所が資料の鑑定を行っている。

③ 法科学研修所における研修

科学警察研究所に置かれている法科学研修所では、主に都道府県警察の科学捜査研究所及び鑑識部門で勤務する職員を対象として、鑑定・検査及び鑑識活動に必要な専門的知識に関する研修を行っている。また、国内外の大学、研究機関等に、研修生をおおむね3か月から6か月までの期間にわたって派遣し、専門性を高めるための研究に従事させることによって、新たな鑑定手法の開発等に役立てている。

注1：工業製品の原料や医薬品などの幅広い用途に利用されるヒマシ油を生産する目的で、主にインドで栽培されている。

注2：細胞核ではなく、細胞内のミトコンドリアに存在するDNAの塩基配列を分析する検査。同配列は、男女を問わず母親の配列と同一となるため、母子や兄弟姉妹間の比較に有効とされる。

第2節

国民の期待と信頼に応えるための警察運営

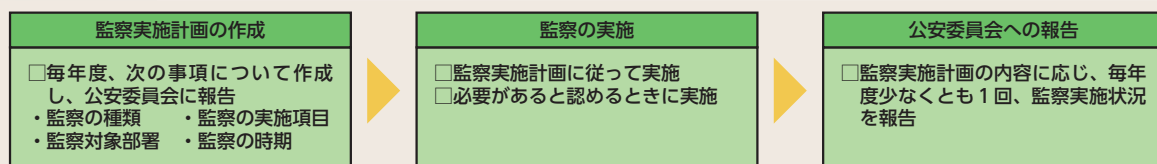
1 国民の期待と信頼に応える警察

(1) 監察の実施と苦情を活用した業務改革の推進

① 監察

警察庁及び都道府県警察では、その能率的な運営及び規律の保持に資するために、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、厳正な監察を実施している。

図表7-20 監察に関する規則（平成12年（2000年）国家公安委員会規則第2号）



令和7年（2025年）度中、警察庁においては、都道府県警察等に対して監察を実施し、適正な組織運営に向けた取組状況及び受傷することなく犯人等を制圧検挙するための総合対処技能向上に向けた取組状況について指導するなど業務改善を図った。

また、佐賀県警察において発生したDNA型鑑定に係る不適切な取扱い事案に関し、同年10月8日から令和8年6月4日までの間、特別監察を実施した。

② 苦情を活用した業務改革の推進

都道府県警察では、職員の職務執行に対する苦情に誠実に対応するとともに、個々の苦情やその傾向を踏まえて業務改善を図るなど、苦情を活用した組織的な業務改革を推進している。

(2) 適正な予算執行の確保

警察では、適正な予算執行を確保するため、次のような取組を行っている。

① 警察が行う会計監査

国家公安委員会が定める会計の監査に関する規則に基づき、警察庁長官、警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長は、監査手法に改善・工夫を加えながら、一層適正な会計経理を推進するため、会計監査を実施している。

令和7年度中、警察庁においては、警察庁内部部局、附属機関、地方機関及び都道府県警察のうち、93部署を対象に会計書類の点検を行うとともに、捜査費の執行に直接携わった捜査員1,289人を含む2,345人に対して聞き取りを実施するなどした。

② 会計業務の改善に係る取組

警察庁では、会計業務の改善に関する取組を全庁を挙げて推進するため、関係職員から構成される警察庁会計業務改善委員会及び外部有識者から構成される警察庁会計業務検討会議を開催して、行政事業レビュー、調達改善の取組等を通じ、会計業務の改善に努めている。

2 国民に開かれた警察活動

(1) 警察署協議会

警察が地域の犯罪や交通事故を防止するなどの様々な活動を行うに際しては、地域住民の意見、要望等を十分に把握するとともに、地域住民の理解と協力を得ることが必要である。

このため、原則として全国の全ての警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が地域住民の意見を聴くとともに、理解と協力を求める場として活用されている。

memo

～管内大学生の協力を得て特殊詐欺等をテーマとした啓発動画を制作～（警視庁野方警察署協議会会長 矢島和行）

野方警察署協議会は9名で構成され、幅広い年齢層や立場から地域の安全・安心のための意見や要望を述べています。

例えば、警察署が行う広報啓発活動は紙媒体が主流でしたが、広報啓発の効果を更に高めるため、「SNSやYouTubeを活用するなど、幅広い年代に届く方法を考えるべきではないか」と協議会で提言しました。野方署はその提言を受け、若い世代の意見も取り入れるため、管内に所在する帝京平成大学で映像技術を学ぶ学生の方々に協力を求めました。協力に応じてくださった学生の方々は、映像技術を駆使し、署員の手書きイラストや署公認キャラクター「のが太くん」にAIで動きを付けるなどの工夫を凝らした動画を制作してくださいました。その結果、完成した動画は中野区公式YouTubeチャンネルで配信するなど、新たな広報啓発のスタイルを確立することができ、本取組は新聞記事等でも取り上げられました。また、本取組を契機として、野方署と同大学が「広報啓発活動への協力体制に関する協定」を締結したほか、動画を制作した学生が新たに協議会委員に委嘱されるなど、協力の輪が広がりをを見せています。

協議会の意見が警察業務の一助となっていることに誇りと使命感を抱きつつ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに引き続き尽力してまいります。



大学生主体で動画を作成



「広報啓発活動への協力体制に関する協定」締結式

(2) 情報公開制度

警察庁では、警察庁訓令・通達公表基準に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ウェブサイトに掲載している。また、窓口を設置し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求を受け付けるとともに、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

図表7-21 令和7年度中の開示請求等の件数（情報公開）

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	460	151	250	36

注：前年度から繰り越した請求に対して決定を行ったもの、開示請求の受理後に請求が取り下げられたもの、請求に対する決定が次年度以降に繰越しとなったものなどが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計数は異なっている。

(3) 個人情報保護

警察庁では、警察庁における個人情報等の管理に関する訓令を制定し、個人情報の管理体制を定めるなどして保有する個人情報を適正に取り扱うこととしている。また、窓口を設置し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を受け付けている。

図表 7-22 令和7年度中の開示請求等の件数（個人情報保護）

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	106	10	41	62

注：前年度から繰り越した請求に対して決定を行ったもの、開示請求の受理後に請求が取り下げられたもの、請求に対する決定が次年度以降に繰越しとなったものなどが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計数は異なっている。

(4) 政策評価

国家公安委員会及び警察庁は、「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を策定し、同計画に基づき策定した政策評価実施計画に従って、毎年度、政策評価を実施し、評価書等を警察庁ウェブサイトにおいて公表している。

令和7年度は、業績目標に「匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進」を追加するなどの政策体系の見直しを行い、図表7-23のとおり、10の業績目標について目標管理型の政策評価を実施した^(注)ほか、令和2年6月に成立した道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴い新設、拡充、緩和又は廃止された規制について、事後評価を実施した。

また、政策評価の実施に当たっては、警察庁政策評価研究会を開催し、政策評価や警察行政に知見を有する有識者の専門的な意見を取り入れることで、客観性の確保に努めている。

図表 7-23 政策体系（国家公安委員会・警察庁）



注：図表7-23中、背景が灰色の業績目標について、目標管理型の政策評価を実施

1 警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針

令和5年（2023年）7月、警察庁において、①部門を超えたリソースの重点化等、②能率的でメリハリのある組織運営、③先端技術の活用等による警察活動の更なる高度化、④働きやすい職場環境の形成等を柱とする「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」を策定するとともに、同指針に基づき、「警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点」を取りまとめた。

図表7-24 「警戒の空白を生じさせないための組織運営」において当面取り組むべき重点事項

「警戒の空白を生じさせないための組織運営」において当面取り組むべき重点事項

1 人的リソースの重点化等により体制を抜本的に強化して推進すべき事項

- ① サイバー空間における対処能力の強化
 - ・ 高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案に対処するための体制の拡充
 - ・ 警察官の計画的人材育成、技官のキャリアパスの見直し等による警察組織全体のサイバー対処能力の向上
- ② 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化
 - ・ 暴力団とは別に、準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループに対する実態解明・検挙体制の構築
 - ・ 保安部門と組対部門との連携強化による繁華街対策の強化
- ③ 特殊詐欺に係る広域的な捜査連携の強化
 - ・ 捜査嘱託受理体制の強化を図るとともに、捜査連携の円滑化に向けた取組を推進
- ④ 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化
 - ・ 情報収集体制強化に向けた取組の加速化、外国語能力を有する職員を含む体制の拡充
- ⑤ 要人に対する警護等の強化
 - ・ 訓練の高度化、警護員の機動的な運用のほか、必要に応じて体制を拡充
- ⑥ ローン・オフエンダー等に対する対策の強化
 - ・ 情報収集、危険度評価、対応方策等、部門の枠を超えた対策の強化
- ⑦ 自転車その他の小型モビリティ対策の強化
 - ・ 交通部門と地域部門の連携による自転車等指導取締りの推進

2 組織内の人的リソースを一層有効に活用するために業務の効率化・合理化のための見直しを行うべき事項

- (1) 情勢に応じた警察の活動拠点や所属の在り方等の見直しを検討するべき事項
 - ① 警察署の業務見直し
 - ② 交番、駐在所等の在り方の見直し
 - ③ 本部執行隊等の在り方の見直し
- (2) 限られた人的リソースの有効活用の観点から業務の実施方法等の見直しを検討するべき事項
 - ① メリハリのある地域警察活動の推進
 - ② 交通指導取締りや交通規制の在り方の見直し
 - ③ 交通事故事件捜査の在り方の見直し
 - ④ 引き当たり捜査への情報通信技術の活用
 - ⑤ 業務上過失事件等の捜査の加速化
 - ⑥ 保管場所標章関係業務の見直し
 - ⑦ 許可等関係事務の業務集約
 - ⑧ 庶務・会計業務の集約

3 その他

- (1) 広域に行われる犯罪等に効率的に対処するための所属を超えた連携の強化
 - ① 効率的なサイバーパトロール等のための連携強化 等
- (2) 先端技術の活用等による警察活動の更なる高度化
 - ① 留置管理業務の高度化 等
- (3) 働きやすい職場環境の形成等

この「指針」と「重点」に基づき、警察庁において、法律改正を含む各種の制度改正や第一線の業務の在り方に関する基準の見直し等を実施した。また、都道府県警察において、当面の最重要課題として掲げた7項目に関して大幅な体制の増強を行い、各種対策を強化するとともに、警察署の一部業務を警察本部へ集約するなど、業務の効率化・合理化のための取組を推進した。

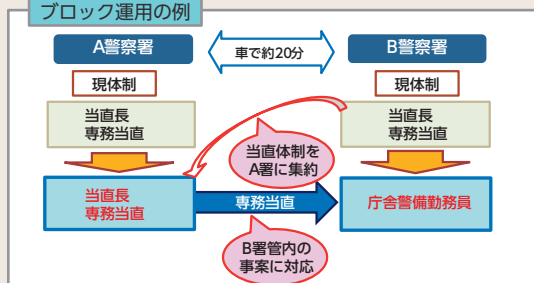
図表7-25 業務の効率化・合理化のための取組

警察署の業務見直し

警察庁から、都道府県の好事例とともに、警察署の特性に応じた見直しの着眼点や留意点を提示

- 警察署の一部業務の本部への集約
 - ・ 一部の許可等関係事務の本部集約 等
- 本部による警察署への機動的な支援態勢の構築
 - ・ 遠隔地の警察署における勾留被疑者の取調べ等に係る支援強化
 - ・ 本部検視隊の設置 等
- 警察署間の人員の統合運用
 - ・ 近隣警察署との当直勤務のブロック運用 等

ブロック運用の例



交番、駐在所等の在り方の見直し

地域警察官のより効果的な運用が可能となるよう、令和6年9月、地域警察運営規則を改正

主な改正事項

- ・ 交番は交替制、駐在所は駐在制の地域警察官により運用するものとし、必要があると認める場合は、いずれも日勤制の地域警察官により運用できることとする。

本部執行隊等の在り方の見直し

高速道路交通警察隊の編制の柔軟化を図るため、令和6年7月、訓令を改正

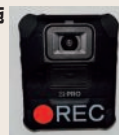
主な改正事項

- ・ おおむね50kmごとに置くこととされていた分駐隊について、道路状況等を勘案して柔軟に設置できることとした。

メリハリのある地域警察活動の推進

地域警察官の機能を十分に発揮するための方策について、総合的に検討

- 巡回連絡における部門横断的な協力の推進
 - ・ 令和6年9月、地域警察運営規則を改正し、巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、地域警察部門以外の警察部門の警察職員を巡回連絡に協力させる旨を規定。
- 地域警察ウェアラブルカメラモデル事業の実施
 - ・ 令和7年9月から3か月間、街頭活動に従事する地域警察官の職務執行の状況を記録するためウェアラブルカメラを活用することについて、効果や課題を把握することを目的として、モデル事業を実施。



交通指導取締りや交通事故事件捜査の在り方の見直し

交通指導取締りや交通事故事件捜査の合理化について検討

- 防犯カメラ映像等を活用した交通指導取締りの推進
 - ・ 防犯カメラ映像等を活用した交通指導取締りの効率化・効果検証等を推進。
- 交通人身事故の捜査の合理化方策の推進
 - ・ 3Dレーザースキャナ・空撮用ドローン等の活用による交通事故現場見取図作成に係る負担の軽減等を推進。

保管場所標章関係業務の見直し

窓口業務の負担軽減等を図るため、令和6年5月、自動車の保管場所の確保等に関する法律を改正

主な改正事項

- ・ 令和7年4月に保管場所標章を廃止し、自動車の所有者の負担が軽減されるとともに、都道府県警察における保管場所関係業務に係る窓口業務の負担が軽減された。

さらに、大規模災害における警察活動の高度化、SNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進、組織的窃盗・盗品流通事犯対策の推進、外国人関係施策の在り方の検討等、その時々的情勢の変化に的確に対応するための部門横断的な取組を推進した。

このほか、警察活動における暑熱対策として、一定の場合にサングラスの着用を認めたほか、令和7年3月、警察官の服制に関する規則、警察官等の服制に関する細則等を改正し、ポロシャツ型の夏服上衣や通気性の高い活動帽の導入、交番・駐在所における脱帽、活動服着用時のネクタイ着用の省略を可能とするなど、働きやすい職場環境の形成を図るための取組を推進した。



ポロシャツ型の夏服上衣

「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」に基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間を集中取組期間として警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を強力に推進してきた結果、現下の治安課題に対して的確に対処するための体制が構築されるとともに、警察力最適化サイクル^(注1)が定着しつつあると評価できる。

しかし、近年の科学技術の急速な進展等を背景として、サイバー事案、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪、ローン・オフエンダーによる犯罪、対日有害活動等が、都道府県境や国境を越えて多発するとともに、その主体の匿名化や手口の巧妙化が進むなど、現下の重要な治安課題は著しく専門化・高度化・広域化・国際化し、こうした治安課題への対処と国家安全保障との境界の相対化も進展している。

このような課題に的確に対処するためには、都道府県警察の内部においてのみならず、都道府県警察の枠を越えて、人的・物的リソースを集約するとともに、その広域的運用について警察庁がより積極的な役割を果たすことにより、各専門分野における高度な対応を切れ目なく実現していくことが必要である。また、専門化・高度化・広域化・国際化する治安課題に的確に対処するための十分な資質を備えた人材を確保した上で、その育成においても、都道府県警察間での広域連携を推進することなどにより、警察の人的基盤を維持・強化していくことが必要である。

さらに、少子高齢化・人口減少、地方の過疎化と都市部への人口集中等の進行により、社会構造の変化が続いている中、警察官の採用も厳しい状況が続いており、採用試験の受験者数及び競争倍率は、10年間で約2分の1、15年間で約3分の1にまで落ち込んでいるほか、受験者数の減少率は若年層人口の減少率を大きく上回っている^(注2)。

こうした状況下で、将来にわたって警察力を維持し、治安課題に的確に対処することができる組織であり続けるためには、警察の組織構造を弾力化し、社会の変化に柔軟に対応しながら業務の更なる高度化・効率化・合理化を進めることができるようにするとともに、これを通じて組織の魅力を高め、優秀な警察官の確保に万全を期していくことが必要である。

これらを踏まえ、令和8年4月、警察庁において、①警察庁と都道府県警察及び都道府県警察等間の連携の在り方の見直し、②都道府県警察の内部における役割分担の見直し、③科学技術の進展等を踏まえた業務の効率化・合理化等及び④関係機関・団体等との連携強化等による業務のスリム化等から成る「4本柱の構造改革」並びに①組織の魅力向上、②若い世代への発信力強化及び③採用の間口拡大から成る「3本柱の人材確保」を内容とする、「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針」^(注3)を策定し、取組を推進している^(注4)。

注1：体制を不断に点検して警察の執行力が最も効果的に発揮されるよう改善を図る継続的な取組をいう。

2：警察官の採用情勢については、40頁参照（トピックスⅢ）

3：<https://www.npa.go.jp/policies/policy/index.html#structuralreform>

4：「3本柱の人材確保」については、40頁参照（トピックスⅢ）



図表7-26 4本柱の構造改革

4本柱の構造改革

① 警察庁と都道府県警察及び都道府県警察等間の連携の在り方の見直し

(警察庁の積極的関与による対応の高度化)

- ✓ 匿名・流動型犯罪グループの解体に向けた対策
- ✓ 全国的・国際的な見地に立ったサイバー事案への対処
- ✓ ローン・オフエンダー対策における情報の集約・融合
- ✓ 全国警察一体での対日有害活動への対処 等

(施設、資機材、組織等の広域的運用)

- ✓ 時代に即した警察学校の運営
- ✓ 警察用航空機運用の広域化（ブロック運航）
- ✓ 科学捜査研究所の機能集約 等



② 都道府県警察の内部における役割分担の見直し

(警察署・交番・駐在所の在り方の見直し)

- ✓ 警察本部と警察署の役割分担の見直し
- ✓ 警察署の運用の見直し（ブロック運用等）
- ✓ 持続可能な交番・駐在所の配置の在り方の検討

(部門間の役割分担・連携の在り方の見直し)

- ✓ サイバー部門の一体的運用の強化
- ✓ 戦略的な外国人関係施策の推進



③ 科学技術の進展等を踏まえた業務の効率化・合理化等

(科学技術等による業務の効率化・合理化等)

- ✓ 警察共通基盤等による組織横断的な情報・データ利活用
- ✓ AI等による業務処理の効率化
- ✓ カメラ映像等の活用 等

(社会情勢等の変化に伴う業務の効率化・合理化等)

- ✓ 人身安全関連事案への的確な対処に資する業務効率化
- ✓ 働きやすい職場環境の形成 等

④ 関係機関・団体等との連携強化等による業務のスリム化等

- ✓ 遺失物業務の効率化・合理化
- ✓ 高齢者の行方不明事案への対応や保護の取扱い等における関係機関との連携の在り方の見直し

第4節

国際的な協力関係の構築

(1) 国際的な犯罪に対する外国治安機関等との連携

① ASEAN加盟国、G7各国等との連携

警察では、国際テロ対策、国際組織犯罪対策、サイバーセキュリティ対策等の分野において、外国治安機関等との協力関係の強化に取り組んでいる。

令和7年（2025年）9月には、マレーシアにおいて、第15回ASEAN+3国際犯罪閣僚会議^注及び第10回日・ASEAN国際犯罪閣僚会議が開催され、テロ、サイバー犯罪、組織的詐欺等の国際犯罪対策について議論した。また、同年11月には、カナダにおいて、G7内務・安全担当大臣会合が開催され、国際組織犯罪対策やテロ対策等について議論した。



ASEAN+3国際犯罪閣僚会議



G7内務・安全担当大臣会合

② 組織的詐欺に対する各国との連携

国境を越える組織的詐欺と闘う国際的な気運の高まりを踏まえ、令和7年12月、14か国及び3機関の参加を得て、アジア詐欺対策国際会議（Asian International Conference on Combating Fraud）を東京都で開催した。本会議では、国際的な協力関係の一層の強化に向け、警察庁長官による基調講演を実施したほか、各国の捜査機関、国際機関等が把握する最新の脅威情報・取組状況、検挙事例を踏まえた着眼点・教訓等について共有した。また、参加国等の発表を踏まえつつ、海外拠点の摘発等に係る国際捜査協力や各国の詐欺対策について議論を交わした。



アジア詐欺対策国際会議



警察庁長官による基調講演

③ 二国間の連携

警察では、テロや組織犯罪等の国際的な犯罪対策において我が国と関わりの深い国の治安機関等との間で協議を行うなどして協力関係を深めている。

令和7年5月には、ベトナム・ハノイにおいて、ベトナム公安省との間で第9回日越治安当局次官級協議を開催した。また、同年12月には東京都において、韓国警察庁との間で第10回日韓警察協議を開催した。

注：ASEAN（Association of Southeast Asian Nations：東南アジア諸国連合）加盟国に日本、中国及び韓国を加えた治安機関の閣僚が参加する会議

（２）治安に係る国際約束の締結

刑事共助条約（協定）は、捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期すとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、手続の効率化・迅速化を図るものである。これまでに米国、韓国、中国、香港、EU、ロシア及びベトナムとの間で締結している。また、犯罪人引渡条約は、日本で犯罪を犯し国外に逃亡した犯罪人等を確実に追跡し、逮捕するため、一定の場合を除き、犯罪人の引渡しを相互に義務付けるものであり、これまでに米国及び韓国との間で締結している。

（３）国際協力の推進

① 海外の警察に対する支援

警察庁では、我が国の警察の知見や特性を生かすことができる国及び分野において、外務省やJICAと協力し、専門家の派遣や研修員の受入れを通じた海外の警察に対する支援を行っている。

ア インドネシア国家警察改革支援プログラム

平成13年（2001年）以降、「インドネシア国家警察改革支援プログラム」を実施しており、国家警察長官アドバイザー兼プログラム・マネージャーを含む専門家を派遣し、交番制度の普及、現場鑑識活動等に関する協力を通じて、「市民警察活動^(注)」の全国展開を支援するなどしてきた。令和4年10月からは、これまで培ってきた市民との信頼関係を基礎とした、官民連携の強化等による犯罪抑止対策の推進を支援しており、専門家として3人の我が国警察官が現地で活動している（令和8年5月末現在）。



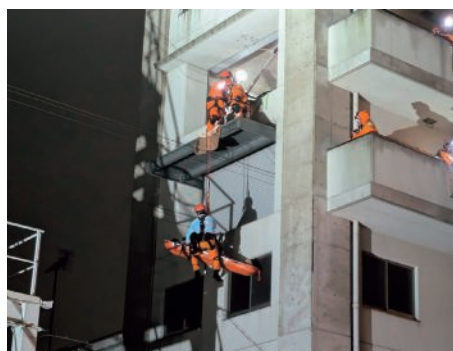
市民防犯ボランティア活動視察
(写真提供：JICA)

イ 研修員の受入れ

警察では、知識・技術の移転及び諸外国との情報交換の促進を図るため、都道府県警察における実地研修、警察大学校国際警察センターにおけるセミナー等を行っている。令和7年中は、12課目の研修を実施し、アジア、アフリカ、中南米、太平洋島嶼^{しよ}国等の各国・地域から、警察幹部を含む149人の研修員を受け入れた。

② 国際緊急援助活動

我が国は、外国で大規模な災害が発生し、被災国政府又は国際機関の要請があった場合、被災地に国際緊急援助隊を派遣しており、警察も国際緊急援助隊の救助チームの一員として国際緊急援助活動を行っている。警察では、国際緊急援助隊の派遣に関する法律が施行された昭和62年（1987年）以降、延べ313人の隊員を延べ17の国・地域に派遣し、被災者の搜索・救助等を行った。



国際緊急援助隊救助訓練（写真提供：JICA）

（４）国際的な警察活動に関する基盤整備

警察では、警察大学校国際警察センターにおいて、言語別の語学研修や国際捜査及び国際協力に関する研修の実施等により、通訳人となる警察職員や国際捜査及び国際協力に知見を有する警察職員を育成しているほか、各都道府県警察においても、民間の通訳人の確保や世界各国・地域の文化・宗教、外国人等に係る各種制度等に関する理解を促進するための研修に積極的に取り組むなどして、国際的な警察活動に関する基盤整備を推進している。

注：地域住民との対話や地域社会との協働を通じ、市民の信頼を得ながら民主的に行う警察活動

警察活動の最前線



©藤子スタジオ
立山くん

モノづくりの原動力

富山県入善警察署地域交通課新屋駐在所

谷口 和幸

私は「無いものは作る」主義で、自分にとって必要なものを自分のために作ってきました。

警察の装備品開発を行うようになったのは約20年前のことであり、当時、私は山岳警備隊員として救助活動に携っていました。当時は専門的な救助装備が少なく、困難な現場において「こんな装備があればな」と思うことが少なくありませんでした。具体的には、救助活動の際、私たちは背負い搬送具を使用して遭難者を背負って搬送しますが、ヘリへと引き継ぐ際、背負い搬送具を取り外して、ヘリに吊り上げるための専用装備に付け替える作業が必要です。しかしながら、背負い搬送具とヘリに吊り上げるための装備、この2つの機能を持つものは当時ありませんでした。「無いものは作る」と、すぐさま試作品を作ったのですが、使ってみると次々と問題点が見つかりました。数えきれないほど試作し、山岳地帯でヘリを使つての試験も行うことで、ようやく納得のいくものを完成させることができました。

開発段階では想像もしていなかったのですが、この装備は次第に他の都道府県警察や外部の救助団体からも評価され、「使ってみたい」とお声をいただき、設計図を提供するようにもなりました。自分のために作ったものが評価され、誰かの役に立つ。その喜びを知ったことが、今でもモノづくりへの原動力となっています。



2代目警察官YouTuber お堅いイメージを払拭し、警視庁の魅力発信中

警視庁総務部広報課広報第三係

晴披 慶宜

令和4年11月にYouTube警視庁公式チャンネル内で「メトポリ」というコンテンツを立ち上げてから4年近くが経過し、徐々に認知が広がってきた中で、初代警察官YouTuberから「2代目警察官YouTuber」という大役を引き継ぎました。

自分と同世代の若い方が警視庁に抱く、お堅いイメージを払拭し、警視庁を身近に感じてもらうことを目的に、良い意味で意外性のある企画を意識し、出演者の自然な表情や人柄が伝わる編集を心掛け、視聴者に親しみやすさや興味、好感を持ってもらえる動画となるよう工夫しています。

また、採用の面からも、技術職等の仕事を含めた警視庁の様々な仕事について、担当者のやりがいや苦労話等、等身大の姿を動画で紹介することで、これまで警察にあまり接点がなかった若い世代にも警視庁の魅力を届けています。

実際に職員から「メトポリ動画を見て警視庁に興味を持った」という声を聞くこともあり、メトポリの効果を実感しています。

今後も若い世代をメインターゲットとして、警視庁の活動や魅力を発信することで、警察活動への理解や警視庁への応援につなげていきたいと考えています。



【ポリスミュージアム】ついにリニューアルオープン！パトカー＆白バイに会える警察博物館を大公開！【メトポリ】(*)

* : <https://youtu.be/0wMWERmdK-o>

